

令和元年10月消費税率改正に伴う水道料金等の請求額変更のお知らせ

令和元年10月1日より、消費税率が8%から10%に改正されます。

これに伴い、水道料金、給水申込納付金及び開発負担金については、次のとおり変更となりますのでお知らせします。

水道料金

【 令和元年9月30日以前から、継続してご使用されているお客様 】

- ・ 令和元年10月検針・請求分（令和元年9月ご使用分）は、消費税率8%が適用されます。
- ・ 令和元年11月検針・請求分（令和元年10月ご使用分）は、消費税率10%が適用されます。

【 令和元年10月1日以降に、新しく水道のご使用を開始されるお客様 】

- ・ 最初のご請求分より、消費税率10%が適用されます。

給水申込納付金及び開発負担金

- ・ 令和元年10月1日以降に、給水装置工事承認申込書等を受付するものから、消費税率10%が適用されます。

■問い合わせ

長生郡市広域市町村圏組合

水道部業務課

TEL : 0475-23-9482

FAX : 0475-23-9440